

第3回西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会

日時：平成14年8月20日（月）午後1時30分

場所：丹原町文化会館 小ホール

1 開会

2 会長あいさつ

3 報告事項

(1) 法定協議会における協議項目（案）について

4 議事

協議第2号 新市の名称について（継続協議）

協議第3号 新市の事務所の位置について（継続協議）

協議第4号 新市建設計画の策定方針について（継続協議）

協議第5号 合併の期日について

5 第4回会議の開催日時等について

6 閉会

○ 出席委員

伊藤 宏太郎	青野 勝	渡部 高尚	塩出 皓治
石川 昭司	近藤 経美	北野 英昭	戸田 健一
青木 五十司	荃田 元近	岡田 初	真鍋 行義
井上 豊實	越智 宏司	徳永 英光	佐伯 出
塩崎 武司	久門 渡	瀬川 政子	渡邊 良一
山内 サダ子	森川 義彦	服部 和子	今井 正次
青野 久美	玉井 泰三	有馬 馨	渡部 綏彦

○ 欠席委員

越智 哲雄
-------

発言者	議題・発言内容
真鍋局長	<p>それでは、ただいまから西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の第3回会議を開会いたします。</p> <p>開会に当たりまして、合併協議会の会長からごあいさつを申し上げます。</p>
伊藤会長	<p>失礼いたします。皆さん、こんにちは。</p> <p>きょうは、続きまして第3回の西条市・東予市・丹原町・小松町のこの合併協議会を開催することに相なりました。ご多忙中の中、各委員の皆さんがご出席を賜りまして、感謝を申し上げます。つきましては、9月2日をもって、任意協議会の協議を終えようとしておるわけでございますが、格段、皆さん方の活発なご論議を賜りたい、このように思います。</p> <p>開催に当たりまして、お願い申し上げまして、私のあいさつとさせていただきます。本日はよろしく願いいたします。ありがとうございました。</p>
真鍋局長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、ただいまから会議に入りたいと思います。</p> <p>では、会長、議長の方をよろしく願いいたします。</p>
伊藤議長	<p>それでは、議長を務めさせていただきます。よろしく願いを申し上げます。</p> <p>なお、本日の委員参加数でございますが、委員29名中、28名</p>

発言者	議題・発言内容
伊藤議長	<p>のご出席でございます。したがいまして、本日の会議は成立、このように相なります。</p> <p>また、合併協議会の会議に先立ちまして、報道関係者から撮影の申請がありましたので、許可しておりますことをあわせてご報告申し上げます。</p> <p>それでは、次第にのっとりまして進めさせていただきます。</p> <p>会議次第の3、報告事項でございます。法定協議会における協議項目（案）について報告をいたします。事務局、お願いいたします。</p>
矢葺次長	<p>座って報告をさせていただきますことを冒頭にお許しをいただきたいと思っております。失礼します。</p> <p>恐れいりますが、お手元の会議資料の2ページをお開きください。</p> <p>法定協議会において協議をお願いする項目（案）についてでございますけれども、このことについては、法定協議会移行後、正式に協議会への提案となりますが、現在、事務局で調整・検討中の協議項目（案）ということでご報告させていただきます。</p> <p>この協議項目につきましては、合併に必要なあらゆる事項について、分科会、専門部会、幹事会の調整を経て、法定協議会に提案し、協議される項目となります。これらの項目につきましては、合併協定書締結の際の協定項目となるものです。協議項目の整理に当たっては、地方自治法や合併特例法などの法律の定め、あるいは合併協議会規約の定めるところを基本に、合併先例地の事例を参考にしな</p>

発言者	議題・発言内容
矢葺次長	<p>がら、取りまとめたところであります。</p> <p>まず、基本的な協議項目として、1、合併の方式、2、合併の期日、3、新市の名称、4、新市の事務所の位置、5、財産の取扱いの5項目で、合併協議を進めるに当たり、先例地においてもかなり多くの時間を割きまして論議がなされている項目でございます。</p> <p>次に、合併特例法に規定されている協議項目として、6、議会議員の定数及び任期の取扱い、7、農業委員会委員の定数及び任期の取扱い、8、地方税の取扱い、9、一般職の職員の身分の取扱い、10、地域審議会の取扱い、そして、22、新市建設計画の6項目があります。このほかに、新市運営のための必須協議項目として、住民サービスや住民負担に関連する事務事業を初め、合併に伴い調整の必要な事務事業について、11、特別職の職員の身分の取扱いから21、各種事務事業の取扱いまで、11の項目と17の細項目ということについてお示ししております。</p> <p>次に、協議会付属資料の1ページをお開きください。</p> <p>この資料は、先ほどの協議項目ごとに、具体的な協議内容や先例地における協議結果などを取りまとめたものでございます。</p> <p>同じく付属資料の10ページをお開きください。</p> <p>ここでは、先例地における協議項目について、西東京市ほか3例をお示ししておりますので、参考資料としてご活用ください。</p> <p>なお、今後、専門部会や分科会で調整の必要な事務事業の洗い出しを行いますが、検討の段階で、追加すべきものが生じた場合は、協議会の会議において協議の上、適宜追加させていただきたいと考</p>

発言者	議題・発言内容
矢葺次長	<p>えておりますので、よろしくお願いたします。</p> <p>以上、報告を終わります。</p>
伊藤議長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>ただいま法定協議会における協議項目（案）について、事務局から報告がありました。本件について、ご質問等ございましたら、どうぞご発言をいただきたいと思います。</p> <p>別段ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">（「なし」の声あり）</p>
伊藤議長	<p>では、特にないようでございます。ご了承をお願いしたい、このように思います。</p> <p>次に、会議次第の４、議事に入らせていただきたいと存じます。</p> <p>冒頭、ごあいさつの中で、大変、思います。後段でもって、本日、合併の期日についてを審査、提案させていただきますことをご了承いただきたいと、このように存じます。</p> <p>協議第２号、新市の名称について、これは継続協議でございますが、本件を議題といたします。事務局より説明を求めます。</p>
倉田次長	<p>それでは、お手元の資料、表紙に第３回会議資料というのがございますが、その４ページをお願いいたします。</p> <p>協議第２号、新市の名称についてで、継続協議分についてご説明</p>

発言者	議題・発言内容
倉田次長	<p>をいたします。</p> <p>新市の名称につきましては、前回の協議会におきまして、法定協議会で、小委員会を設置して候補を選定し、協議会で協議するというご提案をいたしております。提案の説明につきましては、前回の協議会でご説明をいたしておりますので、簡単にご説明をいたしたいと思っております。</p> <p>新市の名称は、合併の方式により違ってまいります。前回の協議会で、合併の方式は新設合併ということでご確認をいただきましたので、新市の名称を決める必要が生じております。先例地では、資料の事例でもございますように、法定協議会で、小委員会を設置し、法定協議会の場で対応している事例が多いようでございます。新市の名称は、最も住民の関心が高いことと存じますし、住民生活、企業活動など、広範囲に影響を及ぼす項目ではないかと思われまます。</p> <p>したがいまして、専門の小委員会を設置して、慎重な審議をするために、法定協議会で小委員会を設置して候補を選定し、協議会で協議する調整方針（案）をご提案いたしますので、ご協議いただきますようお願いいたします。</p> <p>以上で、説明を終わらせていただきます。</p>
伊藤議長	<p>前回にご提案させていただいておりました新市の名称についてでございますが、どなたからでもご発言、ご質問、お願いをいたします。</p> <p>どなたもございませんか。</p>

発言者	議題・発言内容
伊藤議長	<p style="text-align: center;">（「なし」の声あり）</p> <p>それでは、別段ご発言がないようでございますが、それでは、協議第2号、新市の名称につきましては、調整方針（案）のとおりご確認いただいたものとさせていただきますが、よろしゅうございますか。</p>
伊藤議長	<p style="text-align: center;">（「異議なし」の声あり）</p> <p>続きまして、協議第3号、新市の事務所の位置について、本件も継続協議になっておりましたが、本件を議題といたします。事務局より説明を求めます。</p>
倉田次長	<p>それでは、同じく会議資料の6ページをお願いいたします。</p> <p>協議第3号、新市の事務所の位置について、継続協議分についてご説明をいたします。新市の事務所の位置につきましては、前回の協議会におきまして、法定協議会で小委員会を設置して検討し、協議会で協議するというご提案いたしております。提案の説明につきましては、前回の協議会でご説明いたしておりますので、簡単にご説明いたしたいと思います。</p> <p>新市の事務所の位置につきましては、合併後の市役所、本庁の所在地を意味するものでございます。合併することとなりますと、本庁の位置をどこにするか、例えば2市2町のどこかの町市に当面</p>

発言者	議題・発言内容
倉田次長	<p>するか、あるいは合併までに新しく建設するかなど、協議会で協議し、最終的には自治法の規定によりまして、条例を定め、議会の議決を得ることとなります。位置の決定に当たりましては、地方自治法の規定によりまして、住民の利用に最も便利であるように、交通の事情、他の官公署との関係など、適当な考慮を払うこととされております。</p> <p>先例地では、資料の事例でもございますように、法定協議会で小委員会を設置し、法定協議会の場で対応している事例が多いようがございます。この案件につきましても、住民の方の関心が高い項目ではないかと思われまます。したがいまして、専門の小委員会を設置して、慎重な審議をするため、法定協議会で小委員会を設置して検討し、協議会で協議する調整方針（案）をご提案いたしますので、ご協議いただきますようお願いいたします。</p> <p>以上で、説明を終わらせていただきます。</p>
伊藤議長	<p>本件も前回同様、前回ご提案させていただいております新市の事務所の位置についてでございます。どなたからでもご質問、ご発言をお願いをいたします。</p>
井上委員	<p>連絡の調整方法でも同じなんでございますが、今回の事務所の位置についてですが、これも調整方法は法定協議会で小委員会を設置して検討するということになっておりますので、そのようにしていただいたらと思うんですが、ただ1点、先ほど説明の中で、位置の</p>

発言者	議題・発言内容
井上委員	<p>新設の場合には、条例を制定いたしまして、議会の承認を得るとい うような説明がございましたが、そのときに、合併時点では、以前 の各市の議会の議決になるのか、新しく新市が発足をした議会にな るのか、まだそのときには新しい議会は発足はしてないんじゃない かと思うんですが、その点の取り扱いについてはどういう形になる んか、ちょっとお教えをいただいといたらと思います。</p>
伊藤議長	<p>事務局、お願いします。</p>
真鍋局長	<p>この新市の位置は条例でございますので、発足してからの事務所 の位置ということで、新条例に載るようになります。</p>
井上委員	<p>そしたら、新しい議会で条例を設定して、ここで認定をするとい うことになるんですか。それだったら、それまで正式には決まらん ことになるわけですか。</p>
真鍋局長	<p>この分につきましては、専決というふうな処分になりますので、 専決処分でこの条例は制定するようになります。そのときには専決 ということで、議会の議決を得られるようになります。</p>
井上委員	<p>そしたら、新設の場合は、やっぱり執行者側の専決処分で、もう その後で条例を設定をして、新しい議会の議決を得ると、報告にな るんですかね、やっぱり専決処分になると。そういう形を取るんで</p>

発言者	議題・発言内容
井上委員	すか。
真鍋局長	はい。専決処分でございますので、議会の方には報告という形になります。
伊藤議長	どなたからでもどうぞ。どうぞ、久門委員。
久門委員	先ほどの名前もそうですし、位置もそうなんですけれども、こういうパターンがあるんじゃないかと思うんですが、こういう場合にそれぞれ正式な法定協議会で委員会を設置しますよね。そして、それぞれの委員さんが、もちろん意見を述べて、その基本的なものを、また合併の方の協議会で最終的な結論を出すというのが常識だと思うんですが、一般的に言うと、簡単に言うたら、我々、会議所なんです、商工会議所の例えば 2,000 なら 2,000、委員がおるんですね、会員が。そういうところで、簡単に我々も自主的にアンケートを取ってみたい気持ちがあるんです。学識経験者の 1 人として、逃げる手はないんですが、そういうことが、私は、例えばご婦人方とか、女性の方もそういう、ある程度マニュアル化をして、そういう本当のあれに臨むべきではないかと思うんですが、ちょっと会長のご意見。
伊藤議長	これは、私の方から、事務局にちょっと相談なんです、こういう手法を取れるものか、取ってもいいものかということが、ひとつ判

発言者	議題・発言内容
伊藤議長	断として、私は今のところないわけなんですけれども、決めるというのは、要するに西条の皆さんの声を聞きたいんでということですね。そういうようなことですよね。
久門委員	はい。私の言いたかったのは、それぞれ2,000の会員がおるんですよ、西条市に。そういう人たちのある程度、賛否というよりは、大まかな意見を聞いといて、それを我々が代弁していく形にする。そうすると、いろんなことでのトラブルがないというか、勝手な名前をつけてだとかね、何の問題も起こらない。それは逃げ口実みたいになるんですが、ある程度のそういうコンセンサスを得て、しかるべき我々も出させていただいたところで、こういう意見があったけれども、やっぱり大方はこうだったと、そういう意見を述べるのが、非常にスムーズにいくんじゃないかなと。しかし、それは組織によって違いますけれどもね。経済界とか、特にそれぞれ自治会とか、婦人会なんかの場合も、そういう機会がたくさんあると。そういう場で、やはりある程度議論を尽くしておいていただいた方が、スムーズに納得を皆さんしてもらえないかなと。
伊藤議長	はい、これは、事務局。
真鍋局長	一応、どのような方法でコンセンサスとか含めまして、どのような方法をこの分でとるかというのは、やはり協議会の中でご協議を願ったらと思います。それで、今後、協議会の方は一つの提案があ

発言者	議題・発言内容
真鍋局長	<p>りまして、その中で、また次回で基本的な確認というふうなことをとらせていただきますので、また、その期間、1カ月ほど近くになるんじゃないかと思いますが、そこらの辺のところでもまた皆様の方のコンセンサスも、委員さん自体もいろいろ取れるではないかと思っておりますが、基本的にこの協議会の場で、どのような方法をするかということをご協議願ったらと思います。</p>
久門委員	<p>はい、議長。今、私が言いたかったのはそこなんです。</p>
伊藤議長	<p>それで、私も実感なんです、法定協議会、小委員会等々に入っ ての一つの協議事項としての意識でもって臨んでいただくことが 肝要かなと、こんなふうにも思います。</p> <p>よろしゅうございますか。そのほかございませんか。ございませ んか。</p> <p style="text-align: center;">（「なし」の声あり）</p>
伊藤議長	<p>それでは、協議第3号、新市の事務所の位置については、調整方 針（案）のとおりご確認いただいたものとさせていただきます。</p> <p>続きまして、協議第4号、新市建設計画の策定方針について、本 件も継続協議でございますが、これを議題といたします。事務局よ り説明を求めます。</p>

発言者	議題・発言内容
渡部次長	<p>新市建設計画の策定方針についてでございますが、お手元の会議資料の 8 ページをお開きいただいたらと思います。</p> <p>本協議項目の新市建設計画の策定方針につきまして、これも前回の協議会におきまして、新市の建設計画については、法定協議会で小委員会を設置して検討し、協議会で協議するというご提案をさせていただいておるところでございます。継続協議となっておりますところでございます。</p> <p>住民に合併後のまちづくりに関するビジョンをお示しする新市建設計画につきましては、合併特例法によりまして、新市の建設を総合的かつ効果的に推進すること。新市の一体性の速やかな確立及び住民の福祉の向上等を図ること。新市の均衡ある発展に資するよう適切に配慮すること、このようなことに配慮することとされております。</p> <p>建設計画の内容につきましては、具体的内容につきましては、それぞれの合併協議会において主体的に決定されることとなっておりますが、合併特例法では計画に盛り込むべき事項として、おおむね新市の建設の基本方針、新市の建設の根幹となるべき事業に関する事項、公共的施設の統合整備に関する事項、新市の財政計画、このようなことが盛り込まれるよう例示されております。</p> <p>先例地の事例では、住民の視点による検討を行うべきであるとの観点から、規約に基づき市民代表である学識経験者を中心とした小委員会を設けて検討されておるケースが多々ございます。</p> <p>当協議会におきましても、新市の建設計画につきまして、法定の</p>

発言者	議題・発言内容
渡部次長	協議会設置後、小委員会で検討し、協議会で協議するということのご提案でございます。よろしくお願いいたします。
伊藤議長	<p>本件も、前回ご提案させていただいた新市建設計画策定方針でございますが、この件について、ご質問等ございましたら、ご発言いただきたいと思います。別段、ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">（「なし」の声あり）</p>
伊藤議長	<p>それでは、協議第4号、新市建設計画の策定方針については、調整方針（案）のとおりご確認いただいたものとさせていただきます。</p> <p>続きまして、追加議事として、資料を送付させていただいておりました。</p> <p>協議第5号、合併の期日についてを議題といたします。事務局より説明を求めます。</p>
倉田次長	<p>それでは、第3回会議資料その2という表紙がございますが、その資料の3ページをお願いいたします。</p> <p>協議第5号、合併の期日について、ご説明をいたします。</p> <p>合併特例法の適用を受けるためには、合併の時期を平成17年3月31日までにする必要があります。そのため、合併の期日は、この合併特例法の期限内に設定することが必要であるとともに、合併に至るまでの諸手続に要する期間、新市発足と同時に安定したサー</p>

発言者	議題・発言内容
倉田次長	<p>ビスが住民に提供できるよう調整期間を見込んだ配慮も必要であります。また、お手元の資料の11号にもございますように、合併時の事務処理等や首長・議会議員の任期など、これらのことを総合的に勘案して判断することとなります。</p> <p>恐れ入りますが、資料の4ページの全体スケジュール（案）をお願いいたします。</p> <p>この資料には、合併までのスケジュール（案）をお示しいたしておりますので、ご説明をいたしたいと思っております。</p> <p>法定協議会を10月に設置しました場合、この表の中ほどに新市建設計画策定欄というのがございますが、この新建設計画策定につきましては、10月ごろから住民への意向調査、アンケートを予定しておりますが、そのアンケートとその分析を含めまして、期間が約4カ月程度要します。それで、その分析、アンケートが済みますのが、平成15年1月末ごろまで期間を要する予定としております。その後、平行して、行財政シュミレーションを行いますけれども、この行財政シュミレーションは平成15年2月中ごろまで要する予定となっております。これらから新市の将来構想、あるいは建設計画の策定及び住民への説明会を実施いたしますが、これに平成15年12月中ごろまで予定されます。</p> <p>協議会には、この間、作成されました計画（案）について、順次提案申し上げまして協議していただきますが、合併にかかる法手続に要する期間を考えますと、平成16年1月ごろには、新市建設計画の協議を終える必要があると考えております。</p>

発言者	議題・発言内容
倉田次長	<p>次に、その下側になります。下の欄になりますが、事務事業一元化のスケジュールですが、合併をするためには、2市2町の事務の調整を図る必要がございます。多くの調整事項があることから、その調整には約1年程度期間を要することとなります。そうしますと、平成15年11月中ごろまで、その調整に期間を要することとしております。この間、調整ができました項目から順次協議会に提案し、協議していただきたいと考えております。なお、協議項目につきましては、冒頭、報告事項で申し上げました協議項目等が該当されることとなります。</p> <p>この調整方針(案)が決定されますと、この後、その調整方針(案)に基づきまして、合併に向けた事務の整理、統合、調整、あるいは調査の改善、コンピュータの調整など、諸準備をすることとなりますが、これに約1年程度期間を要することとなり、平成16年10月ごろまで期間を要することとなります。</p> <p>次に、その下側の条例、規則の策定関係でございますが、新設合併ということで確認されましたけれども、新設合併の場合は、従前の条例、規則は原則失効することから、新しい条例、規則を制定する必要がございます。その調整、決定、あるいは作成に約2年3カ月要するということとなります。平成16年10月ごろまで、その調整、作成、決定に期間を要することとなります。</p> <p>次に、上から2番目ですが、法手続等の欄をごらんいただきたいと思います。法手続ですが、合併をするためには、地方自治法に基づく手続が必要となります。新市建設計画の策定協議が終わるの</p>

発言者	議題・発言内容
倉田次長	<p>が、平成16年1月、事務事業の一元化調整が終わるのが、平成15年11月と予定しておりまして、すべての協議が整うのが、平成16年1月ごろの予定としております。</p> <p>このことから、すべての協議が整いまして、合併協定書の調印が可能となりますのは、平成16年2月の予定でございます。これを受けまして、合併にかかる市町の議会議決が同年3月定例会を予定しておりまして、議決後、県知事に合併を申請をいたしますが、総務省との事前諸協議に約2カ月要することとなっております。この後、この事前協議が終わりますと、平成16年6月県議会の議決を経て、県知事の合併の決定が行われ、総務省への届けをいたします。総務省は、合併の効力を発生させるための告示をいたしますが、これに要する期間が1カ月半から2カ月程度必要とされておりまして、平成16年9月ごろにその告示を予定しております。その後、合併までの諸準備を整えるのに必要な期間を要し、それらを勘案いたしますと、合併の期日は、平成16年11月1日を目標とする案が適切であり、ご提案するものでございます。</p> <p>なお、会議資料2、先例地の合併期日の事例をお示ししておりますが、合併事務スケジュールを勘案しながら、その決定に当たっては必ずしも特定の期日に限られず、各団体のそれぞれの事情により期日を定められているようでございます。ご参照いただきたいと思います。</p> <p>以上で、説明を終わらせていただきます。</p>

発言者	議題・発言内容
伊藤議長	<p>ただいまご説明申し上げました合併の期日につきまして、ご質問等ございましたら、どなたでもご発言をお願いいたします。</p>
久門委員	<p>先ほどの説明の中に、住民の意向調査という分析が、これ、わずか4カ月という限られた日にちなんですけど、もし、事務局で、例えば、ちょっと事例があればお聞かせ願いたい。どういう方法で、住民すべてに聞かれるのか。それとも。</p>
真鍋局長	<p>この分につきましては、新市の建設計画の中での住民意向調査でございます。どのような項目でこの調査をするかというふうな形は、今後、ちょっと検討していきたいと思うんですが、あくまでも新市建設計画の中での住民意向調査でございます。</p>
久門委員	<p>もちろんわかっておるんですよ。その中でですね、もうあと限られた日にちですね。あと2カ月したら始まるんですね。今わかっている範囲のその方法があれば。</p>
真鍋局長	<p>対象を、どのような対象、これは2市2町全部を対象としておるわけなんです、協議会の中で、この対象者、どのような方、いわゆる世帯、あるいは人口的なものを調査するかということは、協議会の中でもご協議を願ったらと思っております。</p>
久門委員	<p>それにしては、少し遅すぎるんじゃないかと。いうのはもう2カ</p>

発言者	議題・発言内容
久門委員	<p>月ですよ。始まるのが。それをもう少し広げて、協議会の中ではそうなんです、幅広くやっぱり住民にある程度徹底するぐらいのあれがあつていいんじゃないかなというのは、時間がなさすぎるんじゃないかなということ。</p>
真鍋局長	<p>一応、この分につきましては、新市建設ということで、広く住民の方には意識づけは行っていきますが、この分につきましては、今後、そういうふうな、どのようなものを住民の意向調査にするか、また、どの範囲で1回ずつは、少し検討させてもらったらと思います。今、具体的にこの範囲でこういうふうな形でいくというふうなお答えは、ちょっと申し上げられにくいんです。</p>
久門委員	<p>これはね、もう少し、やっぱり緊張感を持って、早い時期にそれぐらいは事務局出していただいとかなかったら、協議会の中でというんですが、やっぱりこれが一番大きな問題ですよ。意識調査ですからね。やはりPRするだけじゃないですから。吸い上げたものを調査をし、それから分析するわけでしょ。そうすると、もう始まるのは、これもうあと1カ月少しすると始まるんですからね。やっぱりそれは早く事務局としては、案を出していただいとかなんだら、我々委員としても、反対に、そういう趣旨徹底ができてないんじゃないかと。これは、余りお答えいただきません。いただく必要ないんですが、早い時期にその項目ぐらいは、やっぱり私は会議にかけべきではないかと思います。</p>

発言者	議題・発言内容
久門委員	以上です。
伊藤議長	<p>事務局さん、いいかい。</p> <p>じゃ、私の方からですが、やはり任意協議会ですべてを協議していただく、これは前提であります。その後についてであります、やはり法定協議会を立ち上げて、専門部会の立ち上げでもってやると。そのところにおいて、また我々事務局にも言っておりますのは、スピードを持って対処していこうと。こういうことありますので、また、格段のご指摘、ご指導があろうかと思っておりますけれども、この期間についての、また協議会に入りましても、専門部会、また全体の中でも、協議されてしかるべきところはしかり、こういうことで、のぞんでいくべきだと私は思っておりますが、ご指示ありがとうございました。事務局ももっと緊張感を持ってですが、緊張しすぎてどうかなつとるかもわかりませんが、2市2町の一つの調整ではありませんが、意見を一致する場としての皆さん方の特段の発言があれば、このように思っております。本当にありがとうございました。</p>
玉井委員	よろしいですか。
伊藤議長	はい、どうぞ。
玉井委員	失礼いたします。先ほどの久門さんの質問にある程度関連するか

発言者	議題・発言内容
玉井委員	<p>と思うんですが、住民意向調査、分析のアンケートを取りますよと。このときには、言ってみたら、まだ新市がどういうふうな姿になるかというようなものを全然提示しないまま、漠然とした姿でアンケートを取るような形になるかと思います。そのアンケートをもとにして、将来構想、新市建設計画（案）がつくられて、それで住民説明会を行いますよと。ということは、これは、漠然としたものからアンケートを取って、将来構想なり、新市建設計画なりをつくって、もうそのまま住民に説明すると。これは、言ってみたら、ラインが一本しかないわけですよ。本来であれば、アンケートを取って、将来構想なり、何なり、枠組みをつくって、それで住民に説明して、その反応をもう一度持ち帰って、きちんとしたものをつくると。そういうふうな手続が必要じゃないかなと私は思うんですが、いかがでしょうか。</p>
伊藤議長	<p>これは、私の方から、会長として答弁をさせていただきたい。</p> <p>玉井委員さんのおっしゃるとおりだと思います。というのは、レポートあってしかるべきでまた意見を、漠然としてやるかどうかは、これは法定協議会の専門部会の皆さん方に、ひとつ大きくかかってくる場所があると思います。それをもって問う。ですから、漠然か、具体的かどうかというのは、現状のところは、私は決定をされてない。このように感じるわけであります。したがって、これも、この法定協議会、小委員会、専門部会に持ち込んだ中で、ひとつどういった項目をやっていくかどうかということについて</p>

発言者	議題・発言内容
伊藤議長	の熱心な協議があるものと、このように私は期待いたしたいんです。
玉井委員	ありがとうございます。
伊藤議長	他にございませんか。はい、どうぞ。
井上委員	期日の質問を、16年の11月1日を目標とするということですが、当然、新市が発足するわけですが、新市になりまして、17年度の予算は、結局、新しくなってから、予算的に17年度の予算編成に間に合うような時期を選んだんでないかと思うんですが、そういう形の中で、予算編成は行われるわけですか。
伊藤議長	新しい町なんていうのは……。
井上委員	あのね、それは大変なことだと思うんですが、今までの説明の中で、協議期間や合併に向けた期間を含めて約22カ月が通常的に必要であるというような説明もございましたし、議会の議決を得ても大体6カ月の期日が必要でなかろうかというふうな説明もあったと思うんです。そういう中で、日程的にこの予定表をみますと、まあまあ余裕のある日程でないかとも感じがいたします。そんな中で、いろいろまだ協議しなければいけない事項がたくさんございますので、事務局の方も大変だろうと思いますが、事務局の措

発言者	議題・発言内容
井上委員	置が間に合うようであれば、適当な時期ではないかという思いはいたしますわね。
伊藤議長	事務局、この件について。
倉田次長	<p>予算の関係でございますが、合併を、仮に11月1日という期日を目指しておりますけれども、この合併の前日をもちまして、仮に2市2町は法人格は消滅いたしますので、11月1日から50日以内に新市の首長の選挙が行われます。その選挙の期間を目安としまして、暫定予算が16年度においては組まれます。17年度の予算につきましては、新しい市長の方が組まれると。恐らく3月議会からと思いますけれども、そういう形になろうかと思っております。</p> <p>それから、22カ月の関係でございますが、これは、国がマニュアルを示しておりますけれども、この22カ月の中には、県議会の日程であるとか、市町村議会の日程であるとか、いう時期が余り考慮されずに設定された期間でございます。それらを定例議会に合わせますと、この期間を要するという事になろうかと考えております。</p> <p>以上でございます。</p>
伊藤議長	<p>よろしゅうございますか。</p> <p>この際ですので、どうぞ。</p>

発言者	議題・発言内容
久門委員	いいですか。
伊藤議長	どうぞ。
久門委員	<p>同じことになるかと。今、小松の方かどなたかの説明があったように、私は、これだけやっぱり報道関係者がいて、それぞれの関心があって、傍聴されとると思うんですね。恐らく傍聴されとる皆さんというのは、市会議員さんであったり、住民の方だと思うんですが、私は、この会の雰囲気、もう少しやっぱり事務局がね、事務局ばかり責任にしたらいかんですが、できたら、事前にどんどんどん書類を送りつけていただきたいんですよ。次が9月2日なんですね。私、ちょっとね、心外なのは、もう10月から住民の意向調査を、新市建設のあれになるのに、まだマニュアルができてないということは、私は、ひじょうにこれ、どちらかという、落ち着けないんですね。</p> <p>やはりそれほど問題が、どこもですが、はじめてのことですから、それは早急には言えませんが、そういう一つの問題をとらえても、これでは、あつという間に、はや2年したら合併するんかとか、例えば、西条市なんかは、来年の秋に市長選挙があるんですね。そうすると、1年またずして、またもう一遍合併して選挙があるんだと。恐らくもう東予、小松皆、同じような雰囲気からしまして、議員さんにしても、目まぐるしいぐらい、そういう問題に明け暮れるんですね。そんなことからいうと、できたら事務局がもう少し</p>

発言者	議題・発言内容
久門委員	<p>し人手をふやしてでもかまわん、我々この29名の委員に、どんどんあらゆるいろんな資料を送りつけていただいて、そしてこの会合に臨んだときには、もっともっと意見が出るような雰囲気ね、私はつくり上げていただくことが、きょう、傍聴されておる皆さんにも納得のいくような、私は協議会のあるべき姿になっておるんじゃないかと思しますので、事務局ばかりの責任のようなんです、本当、これ、どんどんいっても、どんどん資料を送っていただいて、ここの会では、もう皆さんが何を言うかという雰囲気の中で、やっぱりこれ、臨めるような雰囲気をつくっていただきたいなと思うんです。勝手なことを言って申しわけございません。</p>
伊藤議長	<p>私どもの会議の進行のまずさもあるかと思いますが、努めます。</p> <p>資料というか、ひょこっと見られる資料、これ、事務局の、また明日にでもですよ、会長として、また、快適な協議の中で、ご要望におこたえできるように努力をこれからしたいと思っております。</p> <p>ありがとうございました。</p>
青野副会長	<p>前から失礼します。私、事前に合併の期日の問題について、話があったときに、何で10月1日にならへんかという話をいたしました。実は、東予市の市政報告会等でも、17年3月末で滑り込みというわけにはいきませんが、少なくとも16年の下半期の早い時期にはやりたいねという話をしておりました。県内も結構10月1日でやるというふうなスケジュールがある地域もございます</p>

発言者	議題・発言内容
青野副会長	<p>から、1日ではいかんのかという話もしておりましたけれども、ここに書いておりますように、やっぱり県議会が、通常どおり6月とか9月に開催されるというふうな日程で、臨時議会をやらないというふうな仮定をしたらこうなると。そして、総務大臣にも届け出て2カ月ぐらいかかるから、それが9月の末の告示であったら、ほとんど10月1日の合併では、時間がないというふうな話がありました。</p> <p>今、玉井さん等の話を聞いておまして、やっぱりここには住民説明会、7月から11月までやるというふうに書いてますけど、私もできるだけ機会があればたくさんやった方がいいと、こんなに思っております。行ったり、来たりというふうなことをやらなきゃいけないというふうに思いますから、このぐらい時間を取って妥当な線かなというふうな気がいたしておりますので、この計画どおり11月1日でやらせていただきたいというふうな、そんな思いがございます。</p> <p>以上です。</p>
伊藤議長	<p>ほかにはございませんか。</p>
伊藤議長	<p style="text-align: center;">（「なし」の声あり）</p> <p>でありましたら、この協議第5号、合併の期日につきましては、次回第4回の合併協議会までの継続協議とさせていただきたいと</p>

発言者	議題・発言内容
伊藤議長	<p>存じますが、よろしゅうございましょうか。</p> <p style="text-align: center;">（「異議なし」の声あり）</p> <p>そういたしましたら、以上で、本日の議題はすべて終了いたしました。</p> <p>皆さんには、大変ご協力ありがとうございました。</p> <p>これをもって、議長を終わらせていただきます。ありがとうございました。</p>
真鍋局長	<p>長時間にわたりまして、どうもお疲れ様でございました。</p> <p>それでは、会議次第の5、第4回会議の開催日時等について、ご報告をさせていただきます。お手元の付属資料の19ページをごらんください。</p> <p>第4回会議の開催日時等につきましては、平成14年9月2日、月曜日、午後1時30分から、小松町役場 別館2階ホールで開会する予定となっております。よろしくお願いを申し上げます。</p> <p>それと、前回、この協議会で先進地研修の日程調整を行いました。が、10月28日、月曜日が、最も委員の皆様のご都合がよいというふうな結果になりました。この日程で先進地研修を開催いたしたいと存じます。なお、詳しい日程等につきましては、後日、案内状を差し上げたいと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。行く場所は、徳山市・新南陽市・熊毛町・鹿野町合併協議会</p>

発言者	議題・発言内容
真鍋局長	<p>でございます。日時は先ほど申し上げましたように、視察研修日は10月28日を予定いたしておりますので、よろしくお願いを申し上げます。</p> <p>それでは、これをもちまして、第3回会議を終了させていただきます。どうもありがとうございました。</p>